

水素ステーション整備費補助金公募要領

この要領は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、環境部補助金交付要綱（以下「要綱」という。）等に定めるもののほか、要綱第 22 条第 1 項に基づき、水素ステーション整備費補助事業補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

第 1 条 要綱及び本要領における用語の定義

1 水素ステーション

水素供給能力が $300 \text{ Nm}^3/\text{h}$ 以上 $500 \text{ Nm}^3/\text{h}$ 未満のものを中規模（水素ステーション）、水素供給能力が $500 \text{ Nm}^3/\text{h}$ 以上のものを大規模（水素ステーション）とし、適正な方法で中規模は 70 MPa の燃料電池自動車に 5 kg （約 56 Nm^3 ）の水素を 3 分程度で、大規模は 70 MPa の燃料電池バスに 15 kg （約 167 Nm^3 ）の水素を 10 分程度で充填可能な能力をもつ設備のことをいう。

2 国補助

国（経済産業省）の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）」をいう。

第 2 条 募集期間

- 1 この補助事業の募集期間は、令和 7 年 8 月 4 日（月）から令和 7 年 9 月 4 日（木）までとする。ただし、申請額が予算の上限に達しなかった場合は、追加募集を行うことがある。
- 2 申請額の合計が予算の範囲を超える等の場合は、提出された申請内容により、県が審査を行い、予算の範囲内で交付決定を行う。
なお、審査内容及び審査項目は非公表とする。

第 3 条 補助事業の対象となる者

県内に定置式水素ステーションを設置する次に掲げる者。ただし、国補助の交付決定を受けた者に限る。

- (1) 民間会社
- (2) 個人事業者
- (3) 地方公共団体
- (4) その他知事が認める者

第 4 条 補助対象経費

- 1 一般社団法人次世代自動車振興センターが定める国補助の対象経費（以下「国補助対象経費」という。）及び、別に定める補助事業の実施に伴う附帯工事等に要する経費（以下「国補助対象外経費」という。）の合計である水素ステーション整備に係る総事業費を、この補助事業の対象経費とする。

2 要綱別表及び前項の補助事業の対象経費における、「国補助対象外経費」の例を次表のとおりとする。

- | | |
|------|----------------------------------|
| 1 | 設備機器費（国補助対象設備以外との併用（他用途と併用する設備）） |
| (1) | 受電設備 |
| (2) | 原料供給設備 |
| (3) | 照明設備 |
| (4) | 制御・通信機器設備 |
| 2 | 設計費 |
| (1) | 設計費 |
| (2) | 官公庁申請費 |
| 3 | 工事費 |
| (1) | 基礎工事費 |
| (2) | 給排水設備工事費 |
| (3) | 照明設備工事費 |
| (4) | 電気工事費 |
| (5) | 管理棟の新築工事（電話等の設置工事含む） |
| (6) | 看板設置工事 |
| (7) | 法定外の緑地工事 |
| (8) | 水素ステーション用地外の工事 |
| (9) | 既設設備移設工事 |
| (10) | 既設撤去工事 |
| (11) | 鉄筋・コンクリートブロック等の障壁及び防火壁等設置工事 |
| (12) | 塗装工事費 |
| (13) | キャノピー設置工事費 |
| (14) | 外構工事費（フェンス設置、歩道切り下げ工事） |
| (15) | 無人化セルフ対応設備設置費用 |
| 4 | 工事負担金 |
| 5 | 経費・管理費 |
| (1) | 共通仮設費 |
| (2) | 現場管理費 |
| (3) | 一般管理費 |
| (4) | 諸経費 |
| 6 | その他、知事が認める経費 |

第5条 補助金の額

1 補助金の額は、設置する水素ステーションの規模に応じて次の(1)、(2)のとおりとする。ただし、これを国補助対象経費に係る補助金の額と国補助対象外経費に係る補助金の額に区分し、異なる事業者に交付する必要がある場合は、実質負担した事業者に見合う補助金の額をそれぞれの事業者に交付することができる。

(1) 中規模水素ステーション（水素供給能力：300N m³/h 以上、500N m³/h 未満）

下記①又は②のうち小さい金額

① 補助対象経費から国補助金及び 80,000 千円を除いた額

② 50,000 千円

(2) 大規模水素ステーション（水素供給能力：500N m³/h 以上）

下記①又は②のうち小さい金額。

① 補助対象経費から国補助金及び 100,000 千円を除いた額

② 100,000 千円

2 前項の規程により、それぞれの事業者に交付する補助金の額は次の式により算定する。

(1) 国補助対象経費に係る補助金の額＝

補助金の額×{(国補助対象経費－国補助金額)／(補助事業の対象となる経費－国補助金額)}

(2) 国補助対象外経費に係る補助金の額＝

補助金の額×{国補助対象外経費／(補助事業の対象となる経費－国補助金額)}

第6条 補助金活用の揭示

本補助金の交付を受けて整備した水素ステーションには、補助金の交付を受けた旨を標識等により揭示しなければならない。本補助金の交付申請にあたっては、揭示案（デザイン及び揭示場所、サイズ、素材、固定方法等）を作成し、県に提出すること。ただし、県が不要と判断した場合は、この限りではない。

第7条 交付決定前の事前着手

1 要綱第4条の規定による交付決定の前に事業に着手する必要がある場合は、事業に着手する前に事前着手承認申請書（公募要領別紙1）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を事前着手承認通知書（公募要領別紙2）により当該申請者に通知するものとし、事前着手承認申請書に記載の着手予定年月日以降に発生した経費（当該年度中に発生したものに限る。）を補助事業の対象とするものとする。ただし、事前着手承認通知をもって、本補助金の交付が決定するものではない。

第8条 交付申請

1 補助金の申請にあたり、補助事業に含まれる設備等の所有者と使用者（設備を使用して営業活動を行う者）が異なる場合、設備等の所有者を主たる申請者とした共同申請とし、共同申請者の連名での申請が必要となる。主たる申請者とその他の申請者は、十分な連携を取り事業を推進すること。

- 2 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社の調達分（工事等を含む。）がある場合、利益等を排除して交付申請すること。ただし、当該調達分が一般競争または指名競争の結果、最低価格であった場合は、この限りではない。また、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 国補助対象外経費について、国補助対象経費と書類が重複するときは、国補助対象外経費に係る該当箇所を明示すること。

提 出 書 類	様 式
補助金交付申請書 収支予算書 誓約書	要綱様式第1号 要綱様式第1号 別記 要綱様式第1号の2

（ 添 付 書 類 ）		要綱別表で規定する 様 式
(1)	補助対象事業の概要〔予定〕	別紙様式1－1 または 別紙様式1－2
(2)	対象設備の仕様書	
(3)	対象設備の設計図面	
(4)	周辺地図	
(5)	国補助に係る補助金交付申請書【写し】	
(6)	上記(1)～(4)以外の国補助の交付申請に係る書類一式 【写し】	
(7)	国補助に係る交付決定通知書【写し】	
(8)	補助事業対象経費積算書〔予定〕（該当様式を提出） ・ 国補助対象経費 ・ 国補助対象外経費	別紙様式2 別紙様式3
(9)	ア 民間企業の場合 （ア）登記事項証明書（現在事項全部証明書）【写し】 （発行から3か月以内のもの） （イ）財務諸表（直近2か年分） イ 個人事業者の場合 （ア）運転免許証、写真付住民基本台帳カード、パスポートのいずれか【写し】 （イ）確定申告書B（直近2か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書【写し】 （発行から3か月以内のもの）	
(10)	消費税及び地方消費税の取扱いについて（報告）	別紙様式4
(11)	その他知事が必要と認める書類	

第9条 実績報告

- 1 国補助対象外経費について、国補助対象経費と書類が重複するときは、国補助対象外経費に係る該当箇所を明示すること。
- 2 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社の調達分（工事等を含む。）がある場合、利益等排除を実施すること。ただし、当該調達分が一般競争または指名競争の結果、最低価格であった場合は、この限りではない。

提出書類	様式
補助事業実績報告書 収支決算書	要綱様式第8号 要綱様式第8号 別記

(添付書類)		要綱別表で規定する 様式
(1)	補助対象事業の概要〔確定〕	別紙様式5－1 または 別紙様式5－2
(2)	当該設備の整備費に係る請求書、請求内訳書【写し】	
(3)	当該設備の整備費の支払に係る領収書【写し】	
(4)	高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証等、当該設備の完成を証する書類	
(5)	対象設備の写真	
(6)	完成図書	
(7)	工程表	
(8)	国補助に係る実績報告書【写し】	
(9)	上記(1)～(7)以外の国補助の実績報告に係る書類一式【写し】	
(10)	国補助に係る金額確定通知書【写し】	
(11)	市町補助の交付決定通知書【写し】（該当の場合のみ）	
(12)	補助対象経費明細書〔確定〕（該当様式を提出） ・国補助対象経費 ・国補助対象外経費	別紙様式6 別紙様式7
(13)	取得財産管理台帳・取得財産等明細表	別紙様式8
(14)	その他知事が必要と認める書類	

第10条 複数年度事業

- 1 この補助事業は、原則、単年度で完了する事業を対象としている。ただし、単年度での実施が困難な事業であって、事業全体の確実な事業計画及び各年度の発生費用を明確に区分した事業実施計画が提出可能な場合は、複数年度事業として申請することができる。

- 2 複数年度事業は、単年度事業を複数回行うもので、初年度に交付決定を受けた場合でも、次年度以降の交付決定を保証するものではない。
- 3 複数年度事業の留意点は以下のとおり。
 - (1) 複数年度事業であっても、1 案件当たりの補助率及び補助金上限額は、交付申請を行う年度の単年度事業を超えることはできない。
また、次年度以降における補助金申請額は、交付申請を行う年度の補助金上限額と、既に額の確定があった補助金額との差額を上限とする。
 - (2) 県の事情により次年度以降の補助金が減額もしくは廃止された場合であっても、初年度に交付決定を受けている場合は、最終年度までの事業を継続し完成させる必要がある。
 - (3) 次年度以降に事業を取りやめる場合（事業廃止）は、既に支払われた補助金の返還が必要となる。
 - (4) 当該年度の事業完了日から次年度の交付決定日までの期間に行われる事業は、この補助金の対象外となる。ただし、第7条に基づく交付決定前の事前着手承認を受けた場合は、この限りではない。
- 4 複数年度事業申請の方法は以下のとおり。
 - (1) 各年度に交付申請を行い、事業計画書（事業全体の計画書）と実施計画書（各年度の計画書）を提出すること。
 - (2) 事業計画書において、複数年度に跨る工事等がある場合や、各年度における工事等の名称が同一又は類似している場合は、その内訳において各年度の実施内容の差違を明確に区分すること。
 - (3) 当該年度に計画された工事等を次年度以降に延期する場合、その工事費等は当該年度の計画変更手続き（減額）が必要なうえ、既に一度契約された工事等のため、次年度以降はこの補助金の対象外となることに留意する。
 - (4) 実施計画書は、事業計画書に対応したものであること。
また、実施計画書に記載された工事等の実績に応じた支払いをその年度に完了させること（実施計画外の実績は補助対象外となる）。
 - (5) 実績報告の内容は、事業計画書に基づく各年度の実施計画書に合致しており、かつ完了の時点で設計、設備、工事等の項目ごとにその金額相当の成果品（設計図書、設備機器納入、工事实績等）があること。
 - (6) 初年度に購入した設備機器の納入・保管場所は国内の補助事業者の管理地内とすること。
 - (7) 各年度の事業完了日は、3 月末日までとすること。

附則

- 1 この公募要領は、令和7年6月11日から施行する。
- 2 当該補助金の交付決定に係る必要な手続き及びその他の行為は、この公募要領の施行日前においても、この公募要領の規定によるものとする。

附則（令和7年8月4日改正）

- 1 この公募要領は、令和7年8月4日から施行する。